



トラック広報



トピックス

- ◎ 定時総会開催のご案内
- ◎ 過労死等防止対策セミナー
- ◎ 第1回自動車運送事業者無事故表彰
- ◎ 自動車関係功労者九州運輸局長表彰
- ◎ 運行管理者等講習
- ◎ 陸災防長崎県支部（会員募集のお知らせ）

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2026

5

1. 令和8年度定時総会開催のご案内	1
2. 過労死等防止対策セミナー ～ドライバーの体と心を守る～	2
3. 行政だより	
○ 令和8年度第1回自動車運送事業者無事故表彰について	4
○ 自動車関係功労者九州運輸局長表彰について	12
○ 企業実習受入事業所募集（長崎県立長崎高等技術専門校委託訓練）	18
4. 全ト協だより	
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	19
○ 軽油価格の調査結果（2月分）	20
5. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	21
6. 協会だより	
○ 職員人事異動のおしらせ	26
○ 第1回総務委員会の開催状況について	27
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	28
7. 適正化だより	
○ 令和7年度適正化事業活動状況	32
○ 令和8年度適正化事業活動指針	35
8. ドライバー体験記 ～トラックは動物にとっても凶器～	37
9. 陸災防だより	
○ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部のご案内（会員募集のお知らせ）	38
○ 技能講習情報	39
○ 陸運と安全衛生	40
10. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	42
11. 諫早T・Sのご案内	44

令和8年度定時総会開催のご案内

(公社) 長崎県トラック協会

令和8年度定時総会を下記のとおり開催いたします。
 会員事業者皆様の多数のご出席をお願いいたします。
 (※総会終了後、陸災防通常総会を開催いたします。)

1. 開催日時 令和8年6月17日(水) 15時(予定)
2. 開催場所 長崎市大黒町14-5
 「ホテルニュー長崎」
 TEL 095-826-8000

※正式開催案内につきましては、後日送付させていただきます。
 なお、当日は協会事務所を閉館いたしますので、予めご了承ください。



本セミナーは、2026年度安全性評価事業(Gマーク制度)における加点対象のセミナーとなります。
更新対象の事業所におかれましては、受講を強くお勧めします。

令和8年5月

会 員 各 位

公益社団法人 長崎県トラック協会
会 長 馬 場 邦 彦
(公 印 省 略)

令和8年度 過労死等防止対策セミナー ～ドライバーの体と心を守る～

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、今年度も過労死等防止対策を着実に進めるため、標記セミナーを実施いたします。

今年のセミナーでは、プログラムを変更してメンタルヘルス対策を新たに加え、今後50人未満の事業場にも適用が拡大される「ストレスチェック」の重要性についても解説します。

また、これまで好評を得ているグループワークも継続し、参加者が自社の取り組みレベルを把握するとともに、他社の健康管理に関する取組の好事例などから新たな気づきを得るための時間を確保することにより、事業者の過労死等防止対策の更なる取り組みを促します。

つきましては、ご多用の折りと存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記

1. 日 時：令和8年6月26日(金) 13:30～16:30
2. 場 所：長崎県トラック協会研修会館2F(長崎県トラック協会本部)
3. 講 師：SOMPOリスクマネジメント株
モビリティコンサルティング部 土屋 隆司 氏
4. 内 容：
 - (1) 過労死等の現状(脳・心臓疾患)と国の健康起因事故対策、ドライバーの異変への気づき(座学)
 - (2) ドライバーとの対話(グループワーク)
 - (3) 過労死等の現状(精神障害)と精神障害の基礎知識と対策(座学)
 - (4) 心の健康に配慮した職場環境づくり(グループワーク)
 - (5) ストレスチェックの重要性(座学)
5. 対 象 者：経営者及び運行管理者等
6. 募集人数：定員64名(申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります)
7. 申込方法：別添の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。
8. 当日持参するもの等：筆記用具・名刺(任意)
9. 主 催：(公社)全日本トラック協会、(公社)長崎県トラック協会
10. その他：本セミナーは、Gマーク申請の加点対象です(管理者・ドライバーともに3点)。

以上

長崎県トラック協会 業務課 あて
FAX 095-839-8508

令和8年 月 日

令和8年度過労死等防止対策セミナー
～ドライバーの体と心を守る～
参加申込書

事業所 支店・営業所名		
所在地		
受講者 ①	所属・役職	
	氏名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏名	

〈締切日〉 令和8年6月12日（金曜日）

※ ただし、定員64名になり次第、締め切らせていただきます。

行政だより

令和8年度 第1回自動車運送事業者 無事故表彰について

公 示

九運公第1号

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年3月24日付け、九運達第2号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和8年度第1回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

1. 被表彰者の範囲
 - 九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者
（バス事業において地域公共交通会議に基づくバス事業のみを行う事業及びタクシー事業において1人1車制個人タクシー事業は除く。）
2. 表彰規程第4条第1項及び第2項の表彰
 - (1) 表彰基準
 - 【一般表彰】
次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者
 - (注) 自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令 第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。
 - 【特別表彰】
特別表彰については、一般表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。

表彰所定期間（無事故表彰期間）
事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期 間
7両以下	5年
8両 ～ 10両	4年
11両 ～ 20両	3年
21両 ～ 40両	2年
41両 ～ 80両	1年6月
81両以上	1年

(注) 7両以下に1人1車制は含まれない。
また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

- (2) 表彰時期
 - 一般表彰：令和8年8月に予定
 - (注) 一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。
 - 特別表彰：令和8年10月に予定
 - (3) 表彰手続き
 - ① (1)の基準に適合後、(3)②の期間内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「加入団体の長の推薦書（加入団体がないときを除く。）」を添えて所轄運輸支局長に2部提出する。
 - ② 自動車無事故報告書等の提出期限
 - 一般表彰：表彰所定期間達成日が令和7年12月1日から令和8年5月31日までの場合、令和8年4月1日から令和8年5月31日の間に提出
 - 特別表彰：表彰所定期間達成日が令和7年8月1日から令和8年7月31日までの場合、令和8年6月1日から令和8年7月31日まで
3. 問合せ等
表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合わせ下さい。

令和8年4月1日

九州運輸局長 日向弘基

様式1-3(A4判)

自動車無事故報告書

年 月 日

九州運輸局長殿

報告者の

氏名又は名称 _____

住 所 _____

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
トラック事業	年 月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年 月 日から 年 月 日まで	
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の数	
普通 両、小型 両、牽引 両、計 両	
前回受けた表彰の期日(所定期間)	
年 月 日(年 月 日～ 年 月 日)	

最近における運輸業務等の実績

事業者名

1. 表彰所定期間中における自動車事故発生状況

(1) 自動車事故報告規則に該当する事故

無 責 件 (別表のとおり)

(2) 軽微事故 (人身事故又は40万円以上のもの)

有 責 件 (別表のとおり)

無 責 件

(3) 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転、居眠り運転事故又は整備不良事故 (自動車事故報告規則による事故以外も含む)

有 ・ 無

2. 運行管理者・整備管理者の選任状況及び講習・研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	講習受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無

運行管理補助者の選任状況

営業所名	運行管理補助者

3. 運行管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

4. 整備管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

5. 最近実施した事故防止対策(事故防止運動、会議、指導教育等)

重大事故(無責)

事故種別	発生日時	発生場所	事故概要	原因	損害

軽微事故(有責)

事故種別	発生日時	発生場所	事故概要	原因	損害

「事故種別」は自動車事故報告規則に基づく区分により記入する。

「損害」は物損・人身傷害による損害額を記入する。

「有責」は事故原因の半数以上の責任がある事故をいう。

様式3-1(A4版)

九州運輸局長 殿

宣誓書

当社において表彰所定期間に在職していた運行管理者で次の者においては、所定期間にかかる年度内に解任しておりますが、適切に運行管理者講習を受講していることを宣誓します。

運行管理者名	選任年月日	解任年月日	講習受講年度

表彰所定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

所定期間にかかる年度： 年度から 年度

年 月 日

事業者名：

代表者名：

住 所：

※審査において未受講が確認された場合は表彰できない場合があります。

様式3-2(A4版)

九州運輸局長 殿

宣誓書

当社において表彰所定期間に在職していた整備管理者で次の者においては、所定期間にかかる年度内に解任しておりますが、適切に整備管理者研修を受講していることを宣誓します。

整備管理者名	選任年月日	解任年月日	研修受講年度

表彰所定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

所定期間にかかる年度： 年度から 年度

年 月 日

事業者名：

代表者名：

住 所：

※審査において未受講が確認された場合は表彰できない場合があります。

この表彰は、県ト協の推薦書を添えて長崎運輸支局へ提出上申することとなります。
 該当事業者は、県ト協（担当 本村）までご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

1. 必要書類

	書類名	部数
①	自動車無事故報告書（様式1-3）	正本2部
②	最近における運輸業務等の実績（様式2）	正本2部
③	運行管理者選任届	写し2部
④	運行管理者講習手帳	
⑤	整備管理者選任届	
⑥	整備管理者研修手帳	
⑦	運行管理規程	
⑧	整備管理規程	
⑨	様式2の5「最近実施した事故防止対策」についての資料（議事録、会議で使用した資料等）	

- ※ ①には捨印を押印してください。
- ※ ②～⑨については、九州内に複数の営業所がある場合、それぞれの営業所のものがが必要です。
- ※ 修正テープ等での訂正はできませんのでご注意ください。

2. 提出期限

令和8年5月18日(月)までに郵送または持込

自動車関係功労者九州運輸局長表彰について

九州運輸局では、管内における自動車関係事業に関し、顕著な功績または他の模範として推奨すべき業績のあった団体・事業者の団体役員・事業役員・従業員・運転者に対し、関係業界の健全な発展に寄与することを目的にその功績を表彰しています。

下記基準を満たしている場合は、県ト協（担当 本村）までご連絡の上、必要書類をご提出ください。
（提出期限：令和8年5月29日(金)）

【事業役員】

自動車関係事業者の役員としてその業務に精励し、当該事業の発展に寄与する等顕著な功績を有する**年令50才以上**の者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 事業役員としての期間が**20年以上**の者
- (2) 事業役員としての期間が**10年以上**の者で、従業員期間との通算期間が**20年以上**の者

【従業員（運転者を除く）】

自動車関係事業者の従業員でその業務に精励し、成績操行ともに他の模範となる**年令50才以上**の者であって、従業員として**30年以上**の期間引き続き勤務した者

【運転者】

自動車関係事業者の事業用自動車運転者として、同一の企業に現在まで**25年以上**の期間引き続き勤務し、勤務期間中に責任事故がなく業務に精励し、成績優秀にして他の模範として推奨するに足る**年令50才以上**の者

- ※ 年令及び期間は本年9月末日をもって計算する。
- ※ 運転者以外は、過去3年以内に事故・違反歴がある場合は推薦できません。
- ※ 運転者は、従事してから現在に至るまで無事故・無違反であることが条件となります。
- ※ 事業役員で推薦する場合、事業者の行政処分等についても審査基準の対象となります。

＜必要書類＞

- ① 功績調書
- ② 履歴書
- ③ 勤務期間中に責任事故がないことの証明書（運転者を推薦する場合のみ）
- ④ 身元証明書（本籍地の市町村が発行するもの）
- ⑤ 無事故・無違反証明書または運転記録証明書（自動車安全運転センターが発行する証明期間が5年のもの）

※ これらの書類を正本1部、副本2部ご提出ください。

※ 修正テープ等での修正はできませんのでご注意ください。

功 績 調 書

本 籍

現住所 (〒 —)

ふ り が な

氏 名

生 年 月 日

1. 性 行

2. 事 績

履 歴 書

本 籍
現住所（〒 ー ）

ふりがな
氏 名

生年月日

1. 学 歴

2. 職 歴

(1) 業 歴

(2) 団体歴

(3) 公職歴

(4) その他

3. 賞 罰

証 明 書

年 月 日

事業者所在地

事業者名

代表者名

⑩

氏 名

生年月日

本 籍

現 住 所

上記の者は 年 月 日入社から

年 月 日現在まで、勤務期間中に責任事故がないことを

証明します。

(記載例／役員)

功績調書

本籍 長崎県
現住所 (〒000-0000)

ふりがな ながさき たろう
氏名 長崎 太郎
生年月日 昭和00年0月0日

1. 性行

・温厚、誠実な人柄で人情に厚く、従業員はもとより荷主や地域の事業者からも信頼されている。

2. 事績

- ・昭和0年に入社以来、長年に渡り真摯に業務に携わり、会社の業務向上に貢献している。
- ・昭和0年に運転者として入社し、取締役を経て平成0年に代表取締役就任。平成0年にGマークの認定を受け現在に至るまで更新を継続するなど、積極的に安全対策に取り組んでいる。
- ・地域においても自治会の役員を担い、社会貢献活動も行っている。

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

(記載例／従業員・運転者)

功績調書

本籍 長崎県
現住所 (〒000-0000)

ふりがな ながさき たろう
氏名 長崎 太郎
生年月日 昭和00年0月0日

1. 性行

・性格は温厚で真面目。運転者に対しても丁寧な指導をしており社内の職員や荷主からの信頼も厚い。

・性格は勤勉、実直であり、きめ細かい仕事ぶりで荷主からも信頼されている。

2. 事績

- ・昭和0年に入社以来、長年に渡り真摯に業務に携わり、会社の業務向上に貢献している。
- ・入社以来00年間無事故・無違反で、勤務成績優秀であり、模範的運転者として他の運転者を積極的に指導している。

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

(記載例／従業員・運転手)
履 歴 書

本 籍 長崎県
現住所 (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

ふりがな ながさき たろう
氏 名 長崎 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

1. 学 歴
昭和〇〇年〇月 〇〇高等学校卒業

2. 職 歴

- (1) 業 歴
昭和〇〇年〇月 〇〇運送株式会社 現在に至る

- (2) 団体歴
なし

- (3) 公職歴
なし

- (4) その他
なし

3. 賞 罰

令和〇年〇月〇日 (公社)長崎県トラック協会永年勤続表彰

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

(記載例／役員)
履 歴 書

本 籍 長崎県
現住所 (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

ふりがな ながさき たろう
氏 名 長崎 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

1. 学 歴
昭和〇〇年〇月 〇〇高等学校卒業

2. 職 歴

- (1) 業 歴
昭和〇〇年〇月 〇〇運送株式会社入社
平成〇年〇月 取締役就任
平成〇年〇月 代表取締役に就任 現在に至る

- (2) 団体歴
なし

- (3) 公職歴
なし

- (4) その他
平成〇年〇月 〇〇商工会理事に就任 現在に至る

3. 賞 罰

令和〇年〇月〇日 (公社)長崎県トラック協会永年勤続表彰

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

長崎県立長崎高等技術専門校委託訓練 企業実習受入事業所募集

R8年度に下記の委託訓練が始まります。長崎県では初めての【大型トラックドライバー養成科】の委託訓練になります。

訓練期間内に企業実習があり、訓練生を受け入れてもらえる事業所を募集しています。

企業実習の概要としては、下記の訓練期間内において5日間の企業実習をお願いしたいと考えております。受入人数や時期など詳細については改めてご相談させていただければと思います。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

ご協力のほどよろしく願いいたします。

【大型トラックドライバー養成科】について

訓練科名：大型トラックドライバー養成科

訓練内容：大型自動車一種免許の取得、トラックドライバーに必要な安全教育・ビジネスマナー・ITスキルを学習し、就職活動に役立てる。

訓練期間：令和8年6月2日（火）～令和8年7月31日（金）
（令和8年度は10・11月にもあります。）

訓練時間：午前10時00分～午後5時00分（昼休憩1時間含む）

訓練定員：5名

【お問い合わせ先】

雲仙自動車学校
島原市萩原2丁目5248-1
TEL:0957-63-1155
担当：吉田智裕

全ト協だより

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和8年4月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行 (改定前)	改定後
1年以上～3年以内	2.80%	3.00%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和8年4月10日



軽油価格の調査結果（2月分）

2月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		117.71	105.63	119.19
全国(沖縄除)		116.56	105.62	116.26

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		118.84	104.55	117.84
出光昭和シェル		119.51	107.01	116.33
キグナス				
コスモ		114.50	103.15	126.75
その他		111.90	106.52	121.58

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		118.83	105.68	120.38
30～50キロ リットル未満		107.10	107.47	111.60
50～100キロ リットル未満		106.00	104.14	105.10
100キロ リットル以上			105.05	106.10

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		118.86	105.67	121.34
30～60日未満		116.06	105.97	119.05
60日以上		127.23	104.54	105.10

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年10月		123.93	113.84	127.45
2025年11月		121.03	110.77	127.03
2025年12月		116.10	107.34	118.33
2026年1月		113.76	102.47	119.13
2026年2月		117.71	105.63	119.19

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和8年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。

インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法)自動車事故対策機構(ナスバ)長崎支所 TEL:095-821-8853

インターネット予約 <https://www.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL:093-293-2359 FAX:093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL:0959-27-0136 FAX:0959-27-1778

インターネット予約 http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※次号より申込用紙は、各実施機関または長崎県トラック協会のホームページよりダウンロードしてください。

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

【受講手数料】

基礎講習:8,900円

一般講習:3,200円(協会会員は、全額助成金が適用されます。)

※原則、助成の対象となるのは同一年度内で1人1回までとなります。

※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング(eナスバ)」は受講完了が助成の条件となります。(一般講習のみ)

※講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いいたします。

※令和7年度より修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わりました。(自動車事故対策機構、新西海DS)

【持ってくるもの】筆記用具

(自動車事故対策機構)予約確認書、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

(おんがDS)運行管理者講習手帳(講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」)、予約申込書

(新西海DS)身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
			日数	時間
自動車事故対策機構	9:15~9:50	基礎講習	1日目	9:50~17:00
			2日目	10:00~16:00
			3日目	10:00~16:00
		一般講習	9:50~16:00	
おんが自動車学校	9:00~9:30	一般講習	9:30~16:00	
新西海自動車学校	9:30~10:00	基礎講習	1日目	10:00~17:00
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:00
		一般講習	10:00~16:00	

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	6月10日(水)～6月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所
第2回	6月23日(火)～6月25日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第3回	6月29日(月)～7月1日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第4回	11月17日(火)～11月19日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月24日(火)～11月26日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月9日(水)～12月11日(金)	長崎市「ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	6月19日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第2回	7月2日(木)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階 会議室」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第3回	7月4日(土)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月10日(金)	長崎市「ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所
第5回	7月25日(土)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第6回	7月29日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	8月6日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第8回	8月21日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第9回	8月29日(土)	平戸市「たびら活性化施設」	40名	新西海自動車学校
第10回	9月3日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第11回	9月4日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第12回	9月17日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第13回	9月18日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第14回	9月29日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第15回	10月1日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第16回	10月4日(日)	西海市「新西海自動車学校」	40名	新西海自動車学校
第17回	10月16日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第18回	11月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第19回	11月14日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	40名	新西海自動車学校
第20回	11月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第21回	12月3日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第22回	1月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第23回	1月20日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第24回	1月29日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第25回	2月4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式



基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先 (TEL) ※ (FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター
○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時00分まで) ※当日は運転免許証等、身分証明書の確認があります。

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日) ※修了証明書作成のデータとなりますので 正確にご記入ください	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日 (3日間)
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日

注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。
注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。

※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※ 申 込 先 ※

新西海自動車学校
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名)

〒 -

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) [※](FAX)


※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

- 受付 9時30分～
- 会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら
- 講習時間 10時00分～16時00分
- 有明文化会館・たびら活性化施設・佐々町文化会館
- ※当日は運転免許証等、身分証明書の確認があります。
- 福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ()
-------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日) ※修了証明書作成のデータとなりますので 正確にご記入ください	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日 ※運行管理者の方のみ記入	受講日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。
 注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。
 ※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先※

新西海自動車学校
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778

一般講習 受講申込書

▲
FAX

西暦 年 月 日

事業所名： _____

〒 ー

事業所の住所： _____

申込責任者名： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	---------------------------------

	ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番	_____ (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
②番	_____ (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
③番	_____ (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
④番	_____ (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定
 総合交通教育センター福岡


ドライビングアカデミー ONGA

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



～職員人事異動のお知らせ～

令和8年4月1日付けで人事異動が発令されましたのでお知らせします。

里 樹 洸	新	総務部業務課係長 兼 適正化事業部指導係長
	旧	総務部業務課主任 兼 適正化事業部指導係主任
岩 崎 孝 輔	新	総務部交付金事業課係長 兼 適正化事業部企画係長
	旧	総務部交付金事業課主任 兼 適正化事業部企画係主任
今 川 順 貴	新	総務部業務課主任 兼 適正化事業部指導係主任
	旧	適正化事業部指導係 兼 総務部業務課業務係

イラン情勢に伴う影響等について

国土交通省より、イラン情勢に伴う影響等について、事業者の皆様からの情報提供やご相談を受け付ける窓口を、下記のとおり新たに設置した旨の連絡が入りましたので、お知らせします。

なお、今後の影響に関するご報告は、当協会 HP トップページより、サイトへアクセスし直接ご回答お願いいたします。

国土交通省 HP：[中東情勢関連対策ワンストップポータル](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/chuto_josei.html)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/chuto_josei.html

第1回総務委員会の開催状況について

去る4月21日(火)14時00分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員13名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に田川委員長を選出し、上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



塩塚副委員長・田川委員長



永野副会長



適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和8年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

◆適性診断（適齢・初任） *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月,3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（65才以上の運転者、新たに運転者として選任した者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年7回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 *開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年7回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） *開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催 (新西海)	A	適性診断（適齢・初任）	14・15	12・13	1・2	6・7	4・5	8・9	19・20	9・10	7・8	12・13
	B	初任運転者特別指導講習会	16~17	14~15	3~4	8~9	6~7	10~11	21~22	11~12	9~10	14~15
	C	高齢運転者安全運転研修						2				
福岡開催 (おんが)	D	一般・初任貨物運転者研修		16~17	20~21	18~19		12~13	10~11	7~8		16~17
	E	添乗（同乗）指導者研修						26~27				
	全ト協	一般・初任運転者研修	11~13		6~8				17~19	21~23		
	全ト協	添乗・指導管理者研修				11~13						

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名 (営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先 (TEL) _____ ※ (FAX) _____

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑) 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

- 受付時間 8:30 ~ 9:00
- 講習時間 9:00 ~ 17:30
- 持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先



新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷1238-3
TEL 0959-27-0136

FAX 送信先 0959-27-1778

高齢運転者安全運転研修申込書

(適齢診断のみのお申込みは、この用紙ではありません。)

令和 8 年 月 日

受付済印

事業所名
〒 -

事業所住所

申込責任者名
予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL) (FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名		研修当日、適齢診断の受診を希望するか☑ ※受診時間は約2時間	
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施日】 令和8年9月2日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

- 【研修時間等】
- 受付時間 9:00～ 9:30
 - 研修時間 9:30～15:00
 - 実施場所 新西海自動車学校
 - その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適齢診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。後日の受診日については、別途日程の打ち合わせをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校 西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136 FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。）

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	
3	添乗(同乗)指導者研修 2日(13時間) ※初任運転者に対する特別な指導の実技20時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	男	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要

※交通費助成申請 離島地区外: 5千円 離島地区(五島、上五島、杵岐、対馬): 1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください)

受付印

--

適正化だより

令和7年度適正化事業活動状況（R7年4月～R8年3月）

長崎県適正化事業実施機関

長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「長崎県実施機関」という。）における令和7年度適正化事業活動状況は以下のとおりである。

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応並びに総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導の実施【重点項目】

- ① 運輸支局等と連携して、速報制度及び労基特別巡回指導へ適切に対応するとともに、総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。新規許可事業者に係る新規巡回指導については、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設の現地確認を含め、的確に実施する。また、法令を遵守しない悪質事業者に対し、運輸支局による早期監査、行政処分を実施するため、迅速な情報提供を図る。

【進捗状況】						
速報制度については、巡回指導時に悪質な法令違反が判明した場合、概ね1週間以内に長崎運輸支局に通報するなど制度の円滑かつ効果的な推進を図るが、令和7年度においては、現時点で該当なし。						
	速報 件数	内 訳				
		点呼	運管不在	整管不在	定期点検	E評価等
H25年10月～R7年3月	28	11	9	15	3	0
R7年4月～R8年2月	0	0	0	0	0	0
計	28	11	9	15	3	0
<p>「新規許可事業者に係る新規巡回指導」については、6事業者に対して新規巡回指導を実施するなど、円滑かつ効果的な推進を図った。指導結果は、B評価1件、C評価2件、D評価3件となった。</p> <p>「乗務時間等告示違反営業所に対する巡回指導」については、3事業所に対して特別巡回を実施するなど、長崎運輸支局との緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効果的な推進を図った。</p> <p>「総合評価がD・E事業所に対する巡回指導」については、20事業所が対象となり、巡回指導を行った結果、18事業所（90%）がC評価以上となった。再度D・Eと判定された2事業所及び今年度新たにD・Eと判定された27事業所に対しては半年後に巡回指導を実施することとなる。</p>						

- ② 巡回指導対象事業者の選定に際しては、「巡回指導の指針」を踏まえ、運輸局等の監査方針等との連携を十分に図る。
- ③ 巡回指導等により事業者から収集した悪質な荷主の情報を運輸支局トラックGメンに提供し、法に基づく措置を実施するため、迅速な情報提供を図る。
- ④ 運輸支局との連絡会議を定期的開催し、適正化実施機関の活動状況（巡回指導結果や指導事項の改善状況等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

【進捗状況】
長崎運輸支局と連絡会議（6月23日）、幹事会（毎月1回）を開催し、適正化事業に係る諸課題について意見交換等を行うとともに、連絡体制を密にし、諸課題への迅速かつ適切な対応を図った。

(2) 運輸支局等との連携による事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導、電話・訪問調査等により、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を積極的に収集し、荷主等への是正指導を行うため、運輸支局トラック・物流Gメンに迅速な情報提供を図る。
- ② 運輸支局トラック・物流Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力要請を図る。
- ③ 当該運輸支局との連絡会議を定期的開催し、適正化実施機関の活動状況（調査業務結果等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

【進捗状況】
 Gメン調査員業務（①巡回指導時のトラック事業者からの情報収集、②電話、訪問等によるトラック事業者からの情報収集、③荷主・元請事業者への電話・訪問調査及び現場確認、④荷主・元請事業者等への周知、協力要請等）のうち、令和7年度は長崎運輸支局との協議により、①、②、④の業務を行うことし、運輸支局と連携し対応した。 ※別添資料参照

(3) 働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底【重点項目】

- ① 働き方改革関連法や改正貨物自動車運送事業法について、巡回指導等を通じてリーフレットを活用し法令遵守の徹底を図るとともに、「標準的な運賃」及び「標準運送約款」について周知を図り届出等の促進を図る。
- ② 巡回指導等において、改正改善基準告示等に係るリーフレットを活用して周知徹底を図る。

【進捗状況】
 改正改善基準告示及び改正事業法等については、巡回指導時等にリーフレットを活用し周知徹底を図った。また、「改正物流法説明会（4/21、4/23、4/24）」「健康管理セミナー（6/26）」「人材確保・労働環境改善セミナー（1/26）」を開催し、啓発に努めた。

(4) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導については、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づき、効果的・効率的な指導の実施に努め、改正改善基準告示等の適切な指導を実施する。
- ② 平成30年度に巡回指導項目に追加された「運輸安全マネジメント」について、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組が推進されるよう適切な指導に努める。
- ③ 巡回指導は事業者等に対し直接的な指導が可能な機会であること及び安全性評価事業の法令遵守状況に係る評価項目でもあることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。
- ④ 新規事業者、総合評価が低い事業者等、指導の必要性が高い事業者等に重点をおいた指導内容及び巡回頻度とし、中でもE評価又はD評価の事業所に対しては、適正化情報システムの一覧表示を活用しつつ、適切な頻度で的確に実施するとともに、改善指導を徹底し、事業者等の自立的な改善を促進する。
- ⑤ 適正化事業指導員の専任化の推進等により、長崎県実施機関の指導体制の強化に努めるとともに、巡回指導実施目標件数の達成に努める。
- ⑥ 小規模グループ研修における調査手法や判定・指導方法についてのグループ討議等を実施し、巡回指導の評価手法の均一化を図る。

【進捗状況】
 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」等に基づき、厳格な運用を徹底し、通常巡回、新規巡回（新規事業者・新設営業所）、労基特別巡回等を284事業所（通常265件、新規16件、特別3件）に対して効果的・効率的に実施した。なお、巡回指導の対象事業者の選定にあたっては適正化情報システムを活用し、指導の必要性が高い事業者を選定した。
 巡回指導の判断基準の均一化については、8月に佐賀県で巡回指導における調査手法、評価の視点等の意見交換を目的に小規模グループ研修（佐賀・福岡・熊本・大分・長崎）を開催した。

(5) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

- ① 巡回指導において、社会保険等が未加入又は保険料未納付であることが確認された場合には、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入又は保険料納付の徹底を的確に指導する。
 また、定期通報事案として運輸支局等に報告する。
- ② 適正な運送取引の確保、運送契約の書面化の推進及び輸送秩序を阻害する要因の排除を期すため、事業者及び荷主企業並びに一般消費者に対する広報啓発活動について、全国実施機関と連携・協力し、積極的に推進する。
- ③ 全国実施機関作成の各種啓発リーフレット等を巡回指導時に配布し、運行・車両管理等に対する的確な指導に努める。
- ④ 巡回指導時に相対する事業者及び運行管理者に対して、国の制度改正等について周知徹底を図る。
- ⑤ 労働基準法改正に伴う時間外労働の上限規制等、法令を遵守するよう管理ソフトを用いて指導する。

【進捗状況】

社会保険等への加入については、巡回指導時に周知徹底を図り、未加入事業者が確認された場合は、長崎運輸支局へ定期通報事案として報告することとされているが、社会保険等（労働保険、健康保険・厚生年金保険）に係る未加入事業者はなかった。

運送契約の書面化の推進や国の制度改正等については、各種啓発リーフレット等を活用し、事業主・運行管理者等に対し指導・啓発に努めた。また、一般消費者に対する啓発活動として、テレビCMやイベントへの参加、物流出前授業の実施などを行った。

(6) 適正・円滑な苦情処理

- ① 貨物自動車運送事業者及び利用者等からの苦情に対して、体制の充実、対応マニュアルの活用等を促進し、適正かつ円滑な処理に努める。
- ② 苦情情報については、情報処理システムに登録することにより、適切な管理及び活用を行う。

【進捗状況】

苦情処理については、18件（危険運転12件、その他6件）の苦情があり、適切な対応を図った。

2. ウイルス等の感染防止対策を踏まえた巡回指導の実施

- ① ウイルス等の感染防止対策を図りつつ巡回指導を実施する。

3. 安全性評価事業「Gマーク制度」への協力

- ① 全国実施機関が実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、トラック事業全体の安全性の向上に努める。
- ② 巡回指導等を通じ、新規申請事業所の掘り起こしや、更新対象事業所が確実に更新手続きを行うよう積極的な助言・指導を行う等本制度の普及啓発に努める。
- ③ 安全性評価事業を事業者及び荷主企業並びに一般消費者に広く周知するための広報啓発活動については、全国実施機関と連携・協力して各種広告媒体等を活用し相乗効果を高める等「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施する。

【進捗状況】

巡回指導時等において、事業者への周知、相談に的確に対応するとともに、事業者向け説明会を開催し、新規取得希望事業者を中心に18社27名の参加があった。

また、7月以降の受付業務、8月以降の申請事業所に係る巡回指導の実施等全国実施機関と連携し、本事業の推進に積極的に協力した。

令和7年度は、46事業所からの申請があり、43事業所（新規3件、初更新6件、2更新9件、3更新11件、4更新10件、5更新4件）が認定を受けた。

4. 評議委員会の適切な運営

- ① 長崎県実施機関の事業活動の適切な推進を図るために設置した評議委員会の運営にあたっては、全国実施機関が示した「評議委員会の適切な運営方」に基づき、地域の実情に即した課題を積極的に諮り、有識者等からの意見を事業に反映する等適切な運営を図るとともに、全国実施機関並びに運輸支局等との連携にも充分配慮する。
- ② 運輸支局等の出席者による積極的な助言・協力の下に評議委員会を積極的に推進する。

【進捗状況】

全国実施機関策定の「評議委員会の開催方」に基づき、評議委員会を開催し、貨物自動車運送事業法第39条に掲げる諸事業（事業所指導、輸送秩序対策、行政との連携等）の推進状況の報告など適切な対応を図った。

5. 長崎県実施機関の適切な運営体制の確立

長崎県実施機関の中立性・透明性を確保するため、事務室についてはトラック協会の他部門との間仕切り、表示の設置等により区分するとともに、運営体制について、適正化事業が円滑かつ的確に運営されるよう必要に応じて見直しを行う。

【進捗状況】

トラック協会の他部門と表示の設置等により区分化を図り、中立性・透明性を図った。

長崎県適正化事業実施機関

長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「長崎県実施機関」という。）は、令和7年度における適正化事業の実施状況を踏まえ、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）が示した「令和8年度適正化事業活動指針」に基づき、貨物自動車運送適正化事業の一層の推進及び効果的な活動を図るため、令和8年度適正化事業活動指針を次のとおり策定する。

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応並びに総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導の実施【重点項目】

- ① 運輸支局等と連携して、速報制度及び労基特別巡回指導へ適切に対応するとともに、総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。新規許可事業者に係る新規巡回指導については、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設の現地確認を含め、的確に実施する。また、法令を遵守しない悪質事業者に対し、運輸支局による早期監査、行政処分を実施するため、迅速な情報提供を図る。
- ② 巡回指導対象事業者の選定に際しては、「巡回指導の指針」を踏まえ、運輸局等の監査方針等との連携を十分に図る。
- ③ 巡回指導等により事業者から収集した悪質な荷主の情報を運輸支局トラックGメンに提供し、法に基づく措置を実施するため、迅速な情報提供を図る。
- ④ 運輸支局との連絡会議を定期的で開催し、適正化実施機関の活動状況（巡回指導結果や指導事項の改善状況等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 運輸支局等との連携による事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導、電話・訪問調査等により、新たな「違法な白トラ利用」を加えた、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を積極的に収集し、荷主等への是正指導を行うため、運輸支局トラック・物流Gメンに迅速な情報提供を図る。
- ② 運輸支局トラック・物流Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力要請を図る。
- ③ 当該運輸支局との連絡会議を定期的で開催し、適正化実施機関の活動状況（調査業務結果等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

(3) 昨今の法令改正等による制度見直しの周知徹底【重点項目】

- ① トラック適正化二法（R7.6.11公布）により、R8年4月施行の「荷主等による白ナンバートラックへの運送委託の禁止」を含むGメン調査業務について、荷主の違反原因行為の情報を積極的に収集するため、巡回指導時にリーフレットを活用して周知徹底を図る。
- ② 改正物流法（R6.5.15公布）により、R7年4月施行の「運送契約時の書面交付義務」及び「実運送体制管理簿の作成義務」について、巡回指導時にリーフレットを活用して周知徹底を図る。

(4) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導については、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づき、効果的・効率的な指導の実施に努め、改正改善基準告示等の適切な指導を実施する。
- ② 平成30年度に巡回指導項目に追加された「運輸安全マネジメント」について、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組が推進されるよう適切な指導に努める。
- ③ 巡回指導は事業者等に対し直接的な指導が可能な機会であること及び安全性評価事業の法令遵守状況に係る評価項目でもあることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。
- ④ 新規事業者、総合評価が低い事業者等、指導の必要性が高い事業者等に重点をおいた指導内容及び巡回頻度とし、中でもE評価又はD評価の事業所に対しては、適正化情報システムの一覧表示を活用しつつ、適切な頻度で的確に実施するとともに、改善指導を徹底し、事業者等の自立的な改善を促進する。
- ⑤ 適正化事業指導員の専任化の推進等により、長崎県実施機関の指導体制の強化に努めるとともに、巡回指導実施目標件数の達成に努める。

- ⑥ 小規模グループ研修における調査手法や判定・指導方法についてのグループ討議等を実施し、巡回指導の評価手法の均一化を図る。

(5) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

- ① 巡回指導において、社会保険等が未加入又は保険料未納付であることが確認された場合には、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入又は保険料納付の徹底を的確に指導する。
また、定期通報事案として運輸支局等に報告する。
- ② 適正な運送取引の確保、運送契約の書面化の推進及び輸送秩序を阻害する要因の排除を期すため、事業者及び荷主企業並びに一般消費者に対する広報啓発活動について、全国実施機関と連携・協力し、積極的に推進する。
- ③ 全国実施機関作成の各種啓発リーフレット（「「下請法」は「取適法」へ」「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数に係る違反について強化されました!」「適正な運賃料金で取引しましょう!」「防ごう大型車の車輪脱落事故おとさない」）等を巡回指導時に配布し、運行・車両管理等に対する的確な指導に努める。
- ④ 巡回指導時に相対する事業者及び運行管理者に対して、国の制度改正等について周知徹底を図る。
- ⑤ 労働基準法改正に伴う時間外労働の上限規制等、法令を遵守するよう管理ソフトを用いて指導する。

(6) 適正・円滑な苦情処理

- ① 貨物自動車運送事業者及び利用者等からの苦情に対して、体制の充実、対応マニュアルの活用等を促進し、適正かつ円滑な処理に努める。
- ② 苦情情報については、情報処理システムに登録することにより、適切な管理及び活用を行う。

2. ウイルス等の感染防止対策を踏まえた巡回指導の実施

- ① ウイルス等の感染防止対策を図りつつ巡回指導を実施する。

3. 安全性評価事業「Gマーク制度」への協力

- ① 全国実施機関が実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、トラック事業全体の安全性の向上に努める。
- ② 巡回指導等を通じ、新規申請事業所の掘り起こしや、更新対象事業所が確実に更新手続きを行うよう積極的な助言・指導を行う等本制度の普及啓発に努める。
- ③ 安全性評価事業を事業者及び荷主企業並びに一般消費者に広く周知するための広報啓発活動については、全国実施機関と連携・協力して各種広告媒体等を活用し相乗効果を高める等「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施する。

4. 評議委員会の適切な運営

- ① 長崎県実施機関の事業活動の適切な推進を図るために設置した評議委員会の運営にあたっては、全国実施機関が示した「評議委員会の適切な運営方」に基づき、地域の実情に即した課題を積極的に諮り、有識者等からの意見を事業に反映する等適切な運営を図るとともに、全国実施機関並びに運輸支局等との連携にも充分配慮する。
- ② 運輸支局等の出席者による積極的な助言・協力の下に評議委員会を積極的に推進する。

5. 長崎県実施機関の適切な運営体制の確立

長崎県実施機関の中立性・透明性を確保するため、事務室についてはトラック協会の他部門との間仕切り、表示の設置等により区分するとともに、運営体制について、適正化事業が円滑かつ的確に運営されるよう必要に応じて見直しを行う。

今回は、私が半年前に体験した事故についてお話致します。夜間の車通りのほとんどない高速道路を走行中、夜間で単調な道であったこともあり、眠気も少しありました。

ハイビームにしてなかったこともあり、前方に何か小さい物体があるのが見えましたが、それが何か全く分かりませんでした。物だと思ったので、近づいてきたら少し横にずれて回避しようと思いましたが、回避しようとした、まさにその時、その物体がトラックの方に向かって飛びかかってきました。

私はびっくりして思わず急ブレーキを踏み、とっさにハンドルを左に切りました。しかし、とても間に合わず、その物体がトラックにぶつかりました。

ボンという衝撃音がし、これはトラックにへこみが出来ただろうなあとすぐ思いました。あの動きから見て、物体と思っていたものは、高速道路上に置物のように止まっていた小動物で、トラックのライトにびっくりして飛びかかってきたものと思われます。

高速道路上の本線で休んでいたところ、トラックのヘッドライトに反応し、怖くて逃げようとして、吸い込まれるようにトラックに向かってきたように見えました。高速道路の本線上に、左右の山の方から、鹿やたぬきなどの動物が飛び出して来ることはよくありますが、高速道路本線上に丸まって、物体のように動かず寝ている小動物に遭遇したのは、20年位この仕事をさせてもらって初めての体験でした。

今回の事故の体験から、夜間対向車の迷惑になることから、ハイビームは極力しないようにしていましたが、このような車通りがほとんどなく、真っ暗な高速道路上ではハイビームは、遠くの状況を少しでも早く確認でき、少しでも事故を回避できる可能性が高まるのでとても有効だと思いました。

ただし、対向車の迷惑になるのは間違いないので、対向車が来たらハイビームを元に戻し、また対向車が通り過ぎたら、ハイビームにし直すことを繰り返すことが大切だと思います。

ものすごくめんどくさいことですが、事故の防止に少しでも繋がるなら実行する意味はあると思います。またその作業をすることにより、単調な高速道路では、眠気防止にも少しはなると思うので、一石二鳥だと思います。

小動物との接触後、接触した部分を確認したら、なんと、トラックのボディではなく、運転席側ヘッドライトが粉碎され、割れて、ヘッドライトが薄暗くなっていました。

すぐに運行管理者である所長に報告し指示を仰ぎ、ゆっくりと走行しながら営業所に戻りました。今回はピンポイントでヘッドライトに小動物が飛びかかってきて、小動物でもヘッドライトに飛びかかってこられたら、トラックのヘッドライトなどひとつたまりもないことが分かりました。

鹿など大型の動物で、トラックがへこんだり、走行不能になることはありますが、小動物でもヘッドライトに当たればひとつたまりもないので、小動物でも決してあななどらず、なるべくスピードを出さず、ヘッドライトをハイビームにして、目線は遠くを心がけて現在は運転しております。

最後に、営業所でドライブレコーダーの映像を確認したところ、小動物は子キツネでした。子キツネが高速道路上に座っていて、トラックが

近づくまで、全く動かず、ヘッドライトが子キツネを照らした瞬間、びっくりしてトラックの運転席側のヘッドライトに飛びかかってきました。

そして、そのまま走り去っていきました。動物は私達トラック運転手にとっても恐ろしいものですが、動物にとっても、トラックは、私達以上に恐ろしいものだと思います。

だからこそ、プロドライバーである以上、お互いの命を守る義務があり、たかが動物と決して思わず、物は直せば直りますが失った命は決してかえって来ないので、命の大切さを決して忘れず、日々安全運転を心がけて、常に、先を予測した最大限の危険回避の運転をすることが、私達プロドライバーの宿命だと思います。

ドライバー体験記

トラックは動物にとっても凶器

(近畿) 越野運送(株)

森木 圭一





陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長崎県支部のご案内 (会員募集のお知らせ)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(略称:陸災防)は、労働災害防止団体法に基づき、陸上貨物運送事業を営む事業主及びその事業主の団体を会員として企業の自主的な労働災害防止活動の促進を通じ、労働災害の防止を図ることを目的として、昭和39年に設立された厚生労働省所管の団体です。

現在、陸災防長崎県支部へ入会されていない事業者様につきましては入会をご検討いただきますようお願いいたします。

○主な活動

* 講習会等の実施

労働災害の防止に取り組もうとする事業場に対して安全衛生水準の向上を図るため、毎年講習会等を実施しています。

* フォークリフト運転技能講習修了助成金の交付

技能講習実施機関にて、フォークリフト運転技能講習を受講し、修了証を取得した県内の会員事業場に在籍する従業員に対し、受講費用の一部を助成しています。

〈助成額〉 31時間・35時間講習:10,000円 / 11時間・15時間:5,000円

* 「陸運と安全衛生 Year Book」の配布

労働災害防止に向けた具体的な取組を安全・衛生の専門家がわかりやすく解説するとともに、陸災防の活動等をまとめた冊子を年1回送付しています。

○入会金及び会費の額

入会金	なし	
年会費	貨物(特積・一般・特定)、霊柩事業	1台あたり300円
	貨物利用運送、協同組合	1社あたり900円
基準数	長崎県トラック協会の上期の会費の基準となる車両数 (毎年3月1日現在の車両数を調査し、その数を基に算定)	

※ただし、加入年度は年会費をいただきません。

翌年度より、トラック協会の下期の会費と共に、所属支部(分会)を通じて納入をお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部

〒851-0131 長崎県長崎市松原町2651-3 長崎県トラック協会研修会館内

TEL:095-813-8500

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

令和8年4月1日から施行された法改正について 労働安全衛生法改正の主なポイント③

本誌では、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法改正のポイントを解説しています。今回は、令和8年4月1日の施行のものです。

機械等貸与者の講ずべき措置 [施行期日：令和8年4月1日]

特定の機械を事業を行う者に貸与する「機械等貸与者」は、従前から労働災害防止のための必要な措置を講じなければならないこととなっておりましたが、今回の改正で、個人事業者等に貸与する場合にもその措置が必要となりました（安衛法第33条関係）。

機械等貸与者とは主にリース業者を指しますが、対象となる機械に、新たに、フォークリフトやショベルローダー、フォークローダーが含まれることになりました（安衛法施行令第10条関係）。

機械等貸与者は、あらかじめ当該機械を点検し、異常があれば、補修、整備を行うことが必要です。

一方、機械等の貸与を受ける者は、機械の能力、特性、使用上の注意事項を記載した書面が交付されますので、確認することが大切です。

建築物貸与者の講ずべき措置 [施行期日：令和8年4月1日]

建築物を事業を行う者に貸与する者*は、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととなりました。（安衛法第34条関係）

建築物は、従来は事務所又は工場に限られていましたが、今回の改正により、倉庫・物流センターのプラットフォーム等荷の搬入搬出場所や商業施設のバックヤード（バース、荷捌き場所、検品場所等）も含まれることになりました。

建築物を他の事業者に貸与する者が講じなければならない、労働災害を防止するための必要な措置は、

- ①通路等に関して、
 - ・つまずき、滑り、踏抜き等の危険の防止
 - ・高さ1.8m以内の障害物の設置防止
 - ・採光又は照明による照度の確保
 - ・用途に応じた設備間の通路の幅の確保
- ②高さが2m以上の作業床の端、開口部等に、囲い、手すりなどの墜落防止措置
- 囲い等を設けることが著しく困難なときは、防網の設置、立入禁止区域の設定等の措置
- ③高さ又は深さが1.5mを超える箇所における昇降設備の設置

等です。


建築物の貸与を受ける際には、これらの措置が施されているかどうかを確認することが大切です。

※ 当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除く。

建築物貸与者の講ずべき措置

(令和8年4月1日施行の労働安全衛生法改正)

① 通路等に関する措置

-  つまずき、滑り、踏抜き等の危険の防止
-  高さ1.8m以内の障害物の設置防止
-  採光又は照明による照度の確保
-  用途に応じた設備間の通路の幅の確保

② 墜落防止措置 (高さ2m以上の作業床の端、開口部等)



囲い等が困難な場合は防網・立入禁止等

③ 昇降設備の設置 (高さ又は深さが1.5mを超える箇所)





災害事例
と
その対策

引越し作業の荷卸し中、荷台からの転落

引越し作業時の労働災害について、紹介します。3月下旬からの繁忙期には、作業に不慣れたアルバイト等の臨時の作業者が多いことから、十分な教育の実施、作業打合せ等による安全作業の徹底をお願いします。

1 被災者について

所属事業所：引越運送業

トラック運転者、62歳、経験年数36年

発生日時：6月、午前11時頃

発生場所：荷卸し先事務所

負傷の程度：右手・左膝の打撲等で休業1週間

2 災害発生状況

事務所移転作業の顧客先において、最大積載量4tの箱型トラックに積載した、机などの事務用品を降ろす際に発生。

トラック荷台が引越し荷物で足場が狭くなっていったため、作業スペースに余裕がなかった。

荷物を降ろすため後方扉を開放し、トラック荷台に乗り、一番手前にあった荷の上の机を両手で掴み、荷台脇の地上で待機している作業員へ渡そうとしたところ、バランスを崩して右側肩から地上に転落負傷した。

なお、荷台への昇降は車両に搭載する手すり付き可搬式の昇降設備を使用した。

3 発生原因について

- (1) 不安全状態（環境）
 - ・荷台後方からの墜落・転落防止の対策がされていなかったこと。
- (2) 不安全行動
 - ・被災者は、荷台上の作業スペースが狭隘な状態で荷卸し作業を行ったこと。
- (3) 管理上の問題
 - ・荷台後方から墜落・転落を防止するための設備がなく、作業手順が示されていなかったこと。

4 再発防止対策について

再発防止対策として、リスクアセスメントの低減対策の考え方を基本に本質安全化、工学的対策、管理的対策等の順で検討します。

本事例の本質安全化は、積卸しの際の足場確保のため、荷台後方に昇降板を備えたテールゲートリフター装着車の選定が考えられます。

これが困難な場合は、

- (1) 作業スペースが確保できるまで人力等による昇降台車（リフトテーブル）を使用して荷を荷台から卸す。
- (2) 荷積み時に荷卸し時の作業スペースを考慮した積込みを行う。
- (3) 荷卸し時の初期段階は複数人で荷を取り扱う。

ことが考えられます。

5 テールゲートリフター使用時等の留意事項

テールゲートリフター使用に当たっては、日々のテールゲートリフターの作業開始前点検（安全衛生規則第151条の75）、操作時における墜落時保護用保護帽の着用（同第151条の74）、作業者を昇降板に搭乗させての主たる用途以外の使用の制限（同第151条の14）、特別教育修了者による操作（同第36条第5号の4）など、留意すべき事項が多岐にわたります。

また、アルバイト等臨時作業員に対しては、18歳未満の年少者に対する重量制限（継続作業時は男子20kg未満：年少者労働基準規則7条）や作業前打合せの徹底などが加わりますので、重ねてご留意ください。



九州トラック交通共済協同組合

様々なリスクに備える商品やサービスをご用意

運送事業者の皆さまにワンストップで

安心

をお届けします

安心その1

自動車共済

自動車事故による人や物の損害賠償、運転者等の補償、契約車両の損害に対する任意共済（保険）です。自動車を所有・使用・管理するリスクから皆さまをお守りします。

4つの基本補償		充実の特約でさらに安心	各種割引制度
対人共済 共済金額 最高 無制限	対物共済 共済金額 最高 無制限	ロードサービス オプション 被害事故弁護士費用特約 事故故障運搬費用特約 被けん引自動車の対物賠償担保特約 被けん引自動車車両担保特約	優良割引
搭乗者傷害共済 共済金額 最高 1,000万円	車両共済 共済金額 最高 2,000万円		多数割引 RA割引 自賠セット割引
			お車をまとめてご契約いただくと掛金を割引します！

安心その2

自賠責共済

法律（自動車損害賠償保障法）によって、原則として全ての車両に加入が義務づけられている強制共済（保険）です。

自動車の運行によって「他人」を負傷させたり、死亡させたりしたために損害賠償責任を負った場合の損害に対して、共済金をお支払いします。

九州トラック交通共済で自賠責共済をご契約いただくメリット

対人共済契約とセットでご契約いただくと、万一の事故連絡や共済金の請求手続きが九州トラック交通共済だけで済み、共済金を一括して速やかにお支払いすることができます。自賠責共済は最寄りの九州トラック交通共済の代理店にてお申し込みください。

安心その3

損害保険商品

ワンストップサービスで皆様をトータルサポート

損害保険代理店として、三井住友海上、東京海上日動火災、損害保険ジャパンの運送保険や業務災害補償、賠償責任保険などを取り扱っています。組合員の皆さまをとりまくリスクに備え、最適な保険プランをご提案します。現在ご加入中の保険の確認や、見直しなどもお気軽にご相談ください。



安心その4

共済独自の事故防止活動

組合員の皆さまが**無料**でご利用いただける安全推進サービス

安全運転講習会

初任運転者・事故惹起運転者の特別指導講習

一般講習（地域ごとの合同講習会・Gマーク取得支援）

個別講習（講師を派遣しての講習会）

可搬型適性診断機の貸出（一般適性診断）

安全教育のための動画視聴・DVD貸出

事故防止機器導入の助成

優良組合員および無事故運転者の表彰

その他の安全広報活動サービス

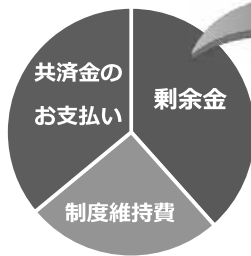
メリット

利用分量配当制度

九州トラック交通共済は「相互扶助」の理念のもとに事業を行っています。健全経営に徹し、その結果生じた各事業年度における利益剰余金から、利用分量配当金として組合員の皆様にお支払いし、最大限に還元します。（配当率は利益剰余金により変動します。）

利益剰余金が生じないなど、利用分量配当がない年度もございますが、令和5年度までの14年間は連続で配当を行っています。

加入者の共済掛金



利用分量配当金として組合員の皆さまに還元します

配当実績： 3%～24%

※令和6年度は赤字決算により無配当となりました。

《 利用分量配当金 計算例 （A社の場合） 》

共済掛金：4,000,000円／支払共済金：500,000円／
配当率：10%

利用分量：4,000,000円 - 500,000円 = 3,500,000円

配当金：3,500,000円 × 10% = 350,000円

<お問合先>

九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051

長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階

TEL：095-808-0090

FAX：095-808-0127

担当 田崎

ご不明なことや、お悩み事がございましたら、お気軽にお問合せください。



諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

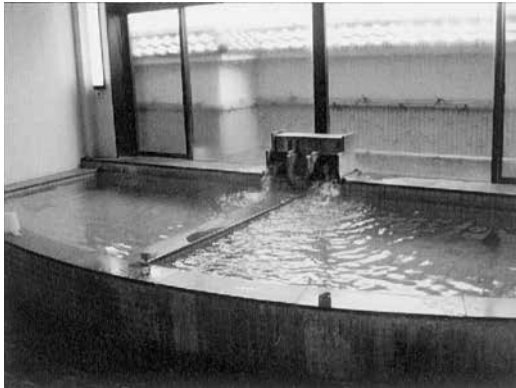


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,700円(税込)
- ・諫早TS会員 6,500円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 5,000円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………930円(税込)
- トルコライス……………1,400円(税込)
- かつ丼……………1,050円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,400円(税込)
- カツカレー……………1,150円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つ下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

☛ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数	
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3	
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3	
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3	
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3	
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1	
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2	
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2	
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2	
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2	
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1	
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1	
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1	
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1	
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1	
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1	
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1	
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1	
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1	
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1	
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1	
	点検整備・運行管理		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
			22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6	
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2	
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1	
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1	
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1	
		28	一人のできる日常点検	17分	DVD	1	
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1	
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2	
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2	
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1	
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1	
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1	
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1	
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6	
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1	
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1	
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1	
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6	
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1	
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1	
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1	
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1	

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	※660		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	M26-120	M24-120	1個	
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
		その他 ()			

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製チャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

※令和8年5月1日より変更

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付		
請求書送付先	<input type="checkbox"/> 〒 - *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 "長崎県トラック協会ホームページ" → "会員用コンテンツ" → "九州運輸局HP・該当ページ" より
 ダウンロード可能な帳票

- ★ 運行管理者選任届 ★ 整備管理者選任届
- ★ 事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

ながさきデコ活 やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化対策として、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」

5月の
テーマ

5月のテーマは「環境保全活動に積極的に参加しよう」です。ぜひ実践してみてくださいね。

『環境保全活動に積極的に参加しよう』
「エコふぁみ」に登録！
自分ができる行動から始めよう！



エコチェック



毎日エコチェック
をしよう！

エコ記録



自分が使った光熱費を
記録しよう！

ポイント



エコイベントに参加して
ポイントを貯めよう！

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索

TEL : 095-895-2512

デコ活
くらしの中のエコろがけ



《エコふあみ》って何？

省エネ・省資源など地球環境にやさしい行動に取り組む県民（エコファミリー）の皆様を支援する九州7県の公式環境アプリです。

地球環境にやさしい活動に取り組み、ポイントを貯めてみませんか。貯まったポイントで素敵なプレゼントが当たるくじに参加できます。

エコ記録

毎月「電気」「ガス」「水道」「ガソリン」「灯油」「可燃ごみ」の記録をつけよう。

毎日エコチェック

毎日5つのエコ行動から自分ができるところを選んで実行しよう。

ポイントを貯める

毎日エコチェックや、エコクイズ、エコ記録をつけてポイントを貯めよう！



ポイントを使う

貯めたポイントで、抽選に参加して、素敵なプレゼントをゲットしよう！

最新のお知らせ

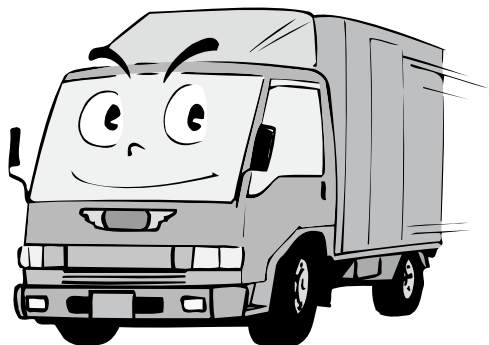
県からの最新のお知らせが表示されます。耳寄りな情報があるかも！

応援パスポート

エコふあみ協賛店で割引などが受けられるパスポートが表示されます。

アプリのダウンロードはこちらから!!





“ただいま”と

言える幸せ

忘れずに

(東北) 郡山運送株

藤元 祐依

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和7年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像と創造の力で
ISUZU

**もっと走れる
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新たな時代を生み出した。
「未来」という数値化されたビジネスにおいて、
トラックに求められる様々なニーズを。
先進の装備やテクノロジーで早期に回避、低減し
より豊かな安心を生み出します。
平がなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1622番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有徳町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

MITSUBISHI FUSO

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東乙88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう 長崎支店

長崎サービスセンター / 長崎市小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原サービスセンター / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保サービスセンター / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早サービスセンター / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588